

令和4事業年度

日本投資者保護基金決算書

(財務諸表)

2023年6月

日本投資者保護基金

目 次

1. 一 般 勘 定

貸借対照表	1
財産目録	2
損益計算書	4

2. 投資者保護資金勘定

貸借対照表	5
財産目録	6
損益計算書	8

3. 重要な会計方針等	9
-------------	-------	---

4. そ の 他

訴 訟	9
-----	-------	---

1. 一般勘定

令和4事業年度 貸借対照表

令和5年3月31日現在

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
(流動資産)	295,217,102	(流動負債)	2,527,524
現金・預金	213,229,533	預り金	2,527,524
未収入金	81,926,519		
未収収益	61,050		
(固定資産)	1,004,860,191	(固定負債)	16,705,000
有形固定資産		役員退職給与引当金	16,705,000
建物	18,038,060		
器具備品	2,178,125		
投資その他の資産			
投資有価証券	500,000,000		
保証金	18,952,920		
退職給与引当預金	16,705,000		
基金運営安定積立資産	448,986,086	(負債合計)	19,232,524
		(純資産)	
		会員加入金	642,500,000
		剰余金	638,344,769
		準備金	574,270,766
		当期利益金	64,074,003
		(純資産合計)	1,280,844,769
資産合計	1,300,077,293	負債・純資産合計	1,300,077,293

(注) 減価償却累計額 10,375,037円

令和4事業年度 財産目録

令和5年3月31日現在

資産の部	
科 目	金 額
	円
(流動資産)	
現金・預金	213,229,533
現金	(500,000)
預金	
普通預金	(212,729,533)
みずほ銀行 兜町証券営業部	(212,729,533)
未収入金(他勘定からの繰入金収入)	81,926,519
未収収益(債券未収利子)	61,050
流動資産合計	295,217,102
(固定資産)	
有形固定資産	
建 物	18,038,060
建物付属設備	(18,038,060)
器 具 備 品	2,178,125
備 品	(2,178,125)
投資その他の資産	
投資有価証券	500,000,000
地 方 債 額面 500,000,000円	(500,000,000)
保 証 金	18,952,920
敷 金	(18,952,920)
退職給与引当預金	
普通預金	16,705,000
みずほ銀行 兜町証券営業部(退職給与引当金口)	(16,705,000)
基金運営安定積立資産	
普通預金	448,986,086
みずほ銀行 兜町証券営業部(運営安定積立資産口)	(448,986,086)
固定資産合計	1,004,860,191
資産合計	1,300,077,293

負債の部	
科 目	金 額
	円
(流動負債)	
預り金(源泉所得税等)	2,494,160
預り金(社会保険料)	30,672
預り金(雇用保険料)	2,692
流動負債合計	2,527,524
(固定負債)	
役職員退職給与引当金	16,705,000
固定負債合計	16,705,000
負債合計	19,232,524
(純資産)	
会員加入金	642,500,000
剰余金	638,344,769
準備金	(574,270,766)
当期利益金	(64,074,003)
正味財産	1,280,844,769

令和 4 事業年度 損益計算書

自 令和 4 年 4 月 1 日

至 令和 5 年 3 月 3 1 日

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
経常費用		経常収益	
一般管理費	156,818,594	会費収入	138,316,078
当期利益金	64,074,003	資産運用収入	650,000
		他勘定からの繰入金収入	81,926,519
合 計	220,892,597	合 計	220,892,597

- (注) 1. 一般管理費には、令和4事業年度減価償却費2,004,956円を含む。
2. 当期利益金64,074,003円は、金融商品取引法第79条の71第1項の規定により、準備金として整理する。

2. 投資者保護資金勘定

令和4事業年度 貸借対照表

令和5年3月31日現在

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
(流動資産)	81,926,519	(流動負債)	81,926,519
現金・預金	69,892,333	未払金	81,926,519
未収収益	12,034,186		
(固定資産)	58,436,428,480	(固定負債)	58,436,428,480
投資その他の資産		特定借入金	9,801,155,300
投資者保護資産	58,436,428,480	特別法上の引当金等	
現金・預金	18,536,415,086	投資者保護資金	
有価証券	39,900,013,394	投資者保護資産見返	48,635,273,180
		(負債合計)	58,518,354,999
		(純資産)	
		剰余金	0
		当期利益金	0
		(純資産合計)	0
資産合計	58,518,354,999	負債・純資産合計	58,518,354,999

令和4事業年度 財産目録

令和5年3月31日現在

資産の部		
科 目		金 額
		円
(流動資産)		
現金・預金		69,892,333
預 金		
普通預金		(69,892,333)
みずほ銀行 兜町証券営業部		(69,892,333)
未 収 収 益 (債券未収利子)		12,034,186
流動資産合計		81,926,519
(固定資産)		
投資その他の資産		
投資者保護資産		58,436,428,480
現金・預金		18,536,415,086
預 金		
普通預金		(18,536,415,086)
みずほ銀行 兜町証券営業部		(5,736,415,086)
三菱UFJ銀行 日本橋支店		(6,400,000,000)
三井住友銀行 東京中央支店		(6,400,000,000)
有 価 証 券		39,900,013,394
利付国債	額面 3,200,000,000円	(3,200,013,394)
政府保証債	額面 2,500,000,000円	(2,500,000,000)
地方債	額面 34,200,000,000円	(34,200,000,000)
固定資産合計		58,436,428,480
資産合計		58,518,354,999

負債の部	
科 目	金 額
(流動負債)	円
未 払 金 (他勘定への繰入金支出)	81,926,519
流動負債合計	81,926,519
(固定負債)	
特定借入金	9,801,155,300
大和証券	(4,874,495,300)
SMB C日興証券	(4,926,660,000)
特別法上の引当金等	
投資者保護資金	
投資者保護資産見返	48,635,273,180
固定負債合計	58,436,428,480
負債合計	58,518,354,999
(純 資 産)	
剰 余 金	0
当期利益金	(0)
正 味 財 産	0

令和4事業年度 損益計算書

自 令和4年 4月 1日

至 令和5年 3月31日

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
経常費用		経常収益	
投資者保護資産繰入	133,040	資産運用収入	81,928,519
一般管理費	2,000	その他収入	133,040
他勘定への繰入金支出	81,926,519		
当期利益金	0		
合 計	82,061,559	合 計	82,061,559

3. 重要な会計方針等

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は移動平均法による原価法を採用している。ただし、中・長期債券は移動平均法による償却原価法を採用している。

(2) 固定資産の減価償却方法

定額法を採用している。

(3) 役職員退職給与引当金の計上基準

役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

4. その他

重要な訴訟事件等

平成30年から令和2年にかけて、アーツ証券株式会社が募集・販売し、発行会社が破産したために元本償還金等を受領出来なくなった診療報酬債権証券化商品（レセプト債）を購入した顧客計106名が、分別管理義務違反が認められると主張し、当基金に対して補償金等を求めた請求訴訟が東京地方裁判所に対し提起された。当該提訴は、併合審理の上、令和3年9月に、本件資金移動の法的効果は原告らに帰属し、法令等の文理などに照らしてもアーツ証券の分別管理義務違反は認められないとして、原告らの請求を棄却する判決がなされた。同年10月に上記顧客のうち96名から上記判決を不服として、東京高等裁判所に対し控訴がなされたが、令和4年7月27日、金融商品取引法に定める補償対象債権の認定と公告は当基金に委任されていることから、それらが行われていないということに争いが無いのであれば、同債権に係る控訴人の支払請求権の取得や権利の認定を受ける地位にはないこと及び正しい情報がもたらされなかったことによる損害は説明義務違反等の問題であって分別管理義務違反の問題ではないこととして控訴を棄却する判決がなされ、一審に引き続き当基金の全面勝訴となった。

その後、控訴審判決内容を不服とした控訴人らのうち83名から最高裁判所に対し、令和4年8月10日付で、原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める上告状兼上告受理申立書が、同年10月24日付で、判決に憲法解釈の誤りがあることや判決理由が付記されていないこと等を主張する上告理由書及び認定及び公告を欠く場合でも判断の可否を争い、補償対象債権の支払請求が出来ることを主張する上告受理申立理由書が提出された。また、同年12月28日付で最高裁判所より、原裁判所より事件記録の送付を受け、今後当裁判所で審理することとなった旨などの記録到達通知書を受領した。

本件について最高裁判所が上告を受理し、上告審において当基金が万一敗訴した場合の主たる財産的負担は、上告人らの請求金額4億8,489万2,322円（注：上告

期限を徒過している 1 名の上告が受理された場合には 84 名、4 億 8,879 万 8,039 円)、遅延損害金及び訴訟費用である。また、訴訟遂行のために弁護士費用等が必要であり、前事業年度までに 4,171 万 8,043 円を、当事業年度には諸費用 2,000 円を支出している。今後については、控訴審の成功報酬の支払は確定しており、当基金の勝訴が確定した場合には勝訴金額に応じた報酬金等が、上告審において口頭弁論期日が開かれるなど訴訟遂行上の対応が必要となった場合には請求金額に応じた着手金が発生することが予想される。